

## 別表 デジタル完結に向けた方針決定事項（金融関連）

No.	法令名	所管省庁名	条項	課題(要望の概要)	方針決定事項
<b>1.デジタル化等進展</b>					
<b>(1)行政手続におけるデジタル化による事務効率化</b>					
1	地方自治法施行令	総務省	第154条第3項	地方税納入通知書を電子化、ペーパーレス化して欲しい。	①納入通知書の電子化については、経済界や地方団体等の参画のもと地方税における電子化の推進に関する検討会・同実務者WGにて、令和4年度中に方針を決定する。 ②納税者の利便性向上や、金融機関窓口・地方団体における地方税徴収の事務負担軽減を企図して、令和5年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税(固定資産税、自動車税等)に加えて、その他の地方税(確定税額通知分)の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字することとしている。
2	犯罪による収益の移転防止に関する法律	警察庁 金融庁	第7条	①税公金の支払等マネロンリスクが低い取引における、取引保存義務の撤廃して欲しい。 ②同様の取引をコンビニで行った場合は保存義務がないことについて、理由を明示して欲しい。	①公金納付等であっても取引原資が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、テロ資金供与やマネロンに係る取引に関する事後的な資金トレースを可能とする必要があるため、対応することは困難である。 ②コンビニエンスストアにおける収納代行業務は、現時点の整理においては、犯収法上の規制は行われていないところ、マネー・ローンダリング対策上の問題が生じることのないよう、その実態注視等に努めることが重要。 ③総務省において、納税者の利便性向上や、金融機関窓口・地方団体における地方税徴収の事務負担軽減を企図して、令和5年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税(固定資産税、自動車税等)に加えて、その他の地方税(確定税額通知分)の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字する。
3	保険業法	金融庁	第277条	保険代理人が保険募集人に係る登録申請をオンライン化して欲しい。	保険募集人の登録手続時の添付書類については、住民票の抄本の代替書類(運転免許証のコピーPDF等)を含め電子媒体での提出を可とするなどの取扱いを実現。あわせて、登録免許税・手数料の納付も電子化対応を進め、令和4年度末までに登録手続を完全デジタル化する。
4	銀行法 銀行法施行令 銀行法施行規則	金融庁	第15条 第5条 第16条	銀行店舗の営業時間等の義務を緩和して欲しい。	銀行業務の高い公共性に鑑みれば、直ちに緩和することはできないものの、業界からの要望等を踏まえ、例えば令和4年7月に銀行法施行令等を改正し、「臨時休業をwebに掲載する場合には公告を不要とする」など、実務実態に応じて段階的に対応を行っている。
5	子ども・子育て支援法施行規則	内閣府	第2条第2項第2号	従業員の子どもが保育園等への入園を希望する際に自治体に提出する就労証明書について、現状自治体毎に書式が異なるため、全国で書式を統一し、押印廃止を徹底して欲しい。	令和5年秋までに標準様式の統一や押印廃止等によって、利用者の利便性を向上させる。

## 別表 デジタル完結に向けた方針決定事項（金融関連）

No.	法令名	所管省庁名	条項	課題(要望の概要)	方針決定事項
6	総合特区支援利子補給金交付要綱	内閣府		総合特区支援利子補給契約書の押印を廃止して欲しい。	令和5年度から電子契約での取り交わしができるように、令和4年度中に交付要綱の改正等導入に向けた準備を進める。
7	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則	法務省	第1条、第2条、第7条	法務局が管理する実質的支配者情報について、行政側で経済制裁対象者に該当しないことを確認のうえ、金融機関が閲覧できるようにして欲しい。	令和4年度中に設置される有識者からなる研究会(HP公表)での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させる。
<b>(2) 行政手続における本人確認書類のデジタル化</b>					
8	金融商品取引所等に関する内閣府令	金融庁	第111条第2項	役員の変更届出時における添付書類をペーパーレス化(原本提出不要)して欲しい。	関係各所と調整のうえ、デジタル手段による対応(書面揭示規制PHASE3)を可能とする。
9	貸金業法 貸金業法施行規則	金融庁	第4条第2項 第4条第3項	役員等の登録届出時における住民票の写し等原本提出が必要な本人確認書類の添付廃止。	関係各所と調整のうえ、デジタル手段による対応(書面揭示規制PHASE3)を可能とする。
<b>(3) 民間取引における申請手続のデジタル化</b>					
10	割賦販売法	経済産業省	第30条の4	支払停止抗弁の申出について、デジタル化を容認して欲しい。	クレジット取引における支払停止の抗弁の申出手続においてデジタル化による方法もできるように令和4年度中に自主規制を改正する。
11	協会の従業員に関する規則	日本証券業協会	第9条	事故連絡書が書面・押印であるため、電子化して欲しい。	事故連絡書の提出において、令和4年度中に申請手続きをデジタル化する。
12	協会の従業員に関する規則	日本証券業協会	第10条	事故顛末報告書が書面・押印であるため、電子化して欲しい。	事故顛末報告書の提出において、令和4年度中に申請手続きをデジタル化する。
<b>(4) 民間取引における交付書面の原則デジタル交付(求めがあれば書面交付)化</b>					
13	金融商品取引法	金融庁	第15条第2項、第37条の3、第37条の4	目論見書等の交付方法を原則書面交付から原則デジタル交付へ転換して欲しい。	金融商品取引法上の目論見書、契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面については、デジタルツールを活用した顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方等についての金融審議会における審議を行い、令和4年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。

## 別表 デジタル完結に向けた方針決定事項（金融関連）

No.	法令名	所管省庁名	条項	課題(要望の概要)	方針決定事項
14	金融商品取引法施行令	金融庁	第15条の22	目論見書等以外の書面の交付方法を原則書面交付から原則デジタル交付へ転換して欲しい。	金融商品取引法上の最良執行説明書については、デジタルツールを活用した顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方等についての金融審議会における審議を行い、令和4年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。 また、金融商品取引法上でデジタル交付に顧客の承諾が必要であり、業界からデジタル化の要望のある他の書面については、アナログ規制の「集中改革期間」も踏まえ、引き続き、金融審議会における審議を行い、その結論を受けて、可能なものから必要な措置を行う。
15	投資信託及び投資法人に関する法律	金融庁	第14条	運用報告書の書面の交付方法を原則書面交付から原則デジタル交付へ転換して欲しい。	投資信託及び投資法人に関する法律上の運用報告書については、デジタルツールを活用した顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方等についての金融審議会における審議を行い、令和4年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。
16	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令	金融庁	第11条の2第2項	顧客宛交付書面(契約締結前書面)を原則書面交付から完全電子化して欲しい。	要望対象条項の委任規定である金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2では、金融商品取引法を準用しているところ、同法上の契約締結前交付書面等については、デジタルツールを活用した顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方等についての金融審議会における審議を行い、令和4年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。
17	資金移動業者に関する内閣府令	金融庁	第30条	顧客宛交付書面を原則書面交付から原則デジタル交付へ転換して欲しい。	サービス提供の実態等に応じて、原則デジタル交付とすることを可能とするために、令和5年に法令改正作業等必要な措置を行うこととする。
<b>(5) 有価証券のデジタル化</b>					
18	社債・株式等の振替に関する法律	金融庁 財務省 法務省	第2条第1項	日銀出資証券を電子化して欲しい。	日銀出資証券を電子化するために、金融審議会において審議し、令和4年内を目途に結論を得て、必要な措置を行う。
19	地方財政法	総務省	第5条の5	セキュリティトークンの技術を活用したデジタル地方債証券(無券面)の発行を認めていただきたい。	振替地方債以外の券面不発行による地方債発行の仕組みについて、地方団体や市場関係者等を交え、令和5年度の検討会(HP公表)において法令上の措置も含め必要な調査・検討を行う。
20	商法	法務省	第601条	商法に規定のある有価証券(船荷証券・倉荷証券)を電子化して欲しい。	船荷証券については、現在、法制審議会の部会で、デジタル化(電磁的方法による発行の許容)に向けた法改正の調査、審議が行われているが、倉荷証券についても、そのデジタル化について、関係各所と調整のうえ、令和5年に当該部会において調査、審議を行うこととしている。

## 別表 デジタル完結に向けた方針決定事項（金融関連）

No.	法令名	所管省庁名	条項	課題(要望の概要)	方針決定事項
<b>2. 既に対応済みのため、改めて周知</b>					
21	金融商品取引所等に関する内閣府令	金融庁	第110条第1項第2号	定款等の変更時における認可申請書の添付書類をペーパーレス化(原本提出不要)して欲しい。	本件手続きは既に添付書類含めてオンラインで行うことが可能となっている。今後、金融商品取引所に対して周知する。
22	金融商品取引所等に関する内閣府令	金融庁	第111条第1項	所在地の変更届出時における添付書類をペーパーレス化(原本提出不要)して欲しい。	本件手続きは既に添付書類含めてオンラインで行うことが可能となっている。今後、金融商品取引所に対して周知する。
23	金融商品取引業等に関する内閣府令	金融庁	第157条	金融商品取引業者が作成する法定帳簿の保存時における海外サーバーの利用を認めて欲しい。	本要望については、府令157条3項但書後段の規定により現行法でも対応可能。今後、事務連絡又は監督指針の改正により事業者へ周知する。
24	信用金庫法施行規則 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	金融庁	第104条第1項 Ⅱ-3-2-5-2(4) ②イ	保険募集時の預金等との誤認防止に係る説明方法について、電磁的方法でも可能な旨明文化して欲しい。	法令及び監督指針において、「書面の交付」は例示規定であり、その他の方法が認められているうえ、パブリックコメントで明示している。今後、事務連絡により業界へ周知する。
25	貸金業法 貸金業法施行規則	金融庁	第12条の3 第10条の8	貸金業取扱主任者の配置義務について、管理部門等営業に関係のない部署への配置義務を撤廃して欲しい。	平成19年11月2日のパブリックコメントにおいて、事務処理専門のバックオフィス等、貸付に関する業務に全く関与していない施設は営業所等には該当せず、貸金業取扱主任者の配置義務がない旨示している。今後、事務連絡により業界へ周知する。
26	貸金業法	金融庁	第24条の2	保証書等に関わる求償権取得時の通知において、電磁的方法を認めて欲しい。	本要望は、貸金業法第24条の2第1項等により、顧客の同意があれば電磁的方法での交付が認められている(原則書面交付)。今後、事務連絡により業界へ周知する。
27	貸金業法 貸金業法施行規則	金融庁	第13条 第10条の17	資力調査時に必要な情報(源泉徴収票等)について、マイナポータルAPIで取得できるようにして欲しい。	現行のマイナポータルAPIでは、自己情報取得APIで総所得金額等の情報を取得可能である。それらの情報を記載・記録した書面又は電磁的記録は、貸金業法施行規則第10条の17に規定する「資力を明らかにする事項を記載した書面等」に該当し得る。ただし、適切なスキームを構築しているかなど個別に判断が必要であるため、利用に際しては事前に金融庁に相談されたい。
28	貸金業法施行規則	金融庁	第1条の2の2	契約締結前交付書面等を電磁的方法で交付する際の顧客からの同意取得手段に、対面・電話・自動音声対応等の方法を追加して欲しい。	パブリックコメント(平成19年11月2日公表)において、プッシュボタンを押下する方法等証跡を残せる方法を明示している。今後、事務連絡により業界へ周知する。

## 別表 デジタル完結に向けた方針決定事項（金融関連）

No.	法令名	所管省庁名	条項	課題(要望の概要)	方針決定事項
29	消防法施行規則	総務省	第4条の2の4	防火管理維持台帳を電子的な方法で保存すること等を認めて欲しい。	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第3条、5条により、現状でも電子的方法での保存等が可能である。
30	労働者派遣法 労働者派遣法施行規則	厚生労働省	第26条第1項 第21条第3項	派遣社員を受け入れる際に派遣元より交付される契約内容や指揮命令権者が記載された書面について、電磁的方法による交付・保管を可能にして欲しい。	契約内容や指揮命令権者が記載された書面の交付については法令上の定めがないため、交付の要否や、電磁的方法による交付とすること、交付された書面の保管方法等について当事者間で自由に取り決めてよい。
31	借地借家法	法務省	第38条	賃貸借契約を電磁的方法で締結できるようにして欲しい。	令和3年の法改正(本年5月施行)により、電磁的方法による契約締結を可能とした。
32	民法	法務省	第467条	セキュリティトークン等のデジタル証券の第三者対抗要件について、書面を前提としない方法を検討して欲しい。	債権譲渡の第三者対抗要件については、産業競争力強化法において情報システムを利用した通知等に関する特例が定められている。この特例を利用するための認定について、SMSを利用したシステムを提供する事業者に関して既に実績があるほか、ブロックチェーン技術を用いたシステムを提供しようとする事業者においても、将来的に当該認定を受けることを目指した実証実験が複数行われているところである。